

若桜町監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成26年11月5日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 実施年月日 平成26年10月29日（水）・30日（木）
- 2 監査の対象 総務課、企画財政課、町民福祉課、産業観光課
町土整備課、教育委員会事務局
ウッディ若桜、若桜ゆはら温泉
- 3 監査の範囲 (1) 平成26年度上半期の事務事業及び予算の執行状況
(2) 平成26年度上半期の工事の実施状況
(3) 施設の管理・運営状況
(4) 消費税の申告について
- 4 監査の主眼及び方法
工事及び事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
また、施設の管理・運営状況と上下水道の消費税の申告についても確認した。
- 5 監査の結果
(1) 工事及び事務事業については、おおむね計画にそって執行されていると認めたが、一部、発注の遅れが見受けられた。季節要素などを勘案した工事施工管理を行われたい。
なお、各事業の推進にあたっては、より一層「最少の経費で最大の効果」が得られるよう常に効率的な事務執行に努められたい。

- (2) 物品の管理台帳が整備不足で、現在残高の把握がなされていない。物品管理については書式等検討中とのことであるが、早急に対応されたい。
また、公共施設等総合管理計画の策定を含めた固定資産台帳、備品管理台帳の作成が求められます。
- (3) ウッディ若桜については、バイオマス関連施設の稼働状況を確認したが、現在、町内活用施設を建設中のため稼働していないために投資効率が低い。今後は、事業を執行するにあたり、投資効率についても留意して検討されたい。
なお、施設の保険の付保の可否について検討されたい。
- (4) 若桜ゆはら温泉については、現金等の取扱いは適正に行われていた。

以上